

高 浜 小 学 校 P T A 会 則

第一章 名 称

第1条 本会は、高浜小学校 PTA と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は、次のことを目的とする。

父母と教師の協力により、児童の心身の健全なる育成をはかる。

第三章 事 業

第3条 本会は、次の事業を行う。

1. 学校教育への理解と協力
2. 会員相互の研修と親ぼく
3. 教育的環境の整備
4. 校外における交通安全指導
5. 広報活動の推進
6. その他、必要な事業

第四章 会 員

第4条 本会は、高浜小学校の児童の父母、またはこれに代わるもの（以下父母という）と、教師および本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第五章 会 計

第5条 本会の経費は、会費および寄付金その他雑収入をもってあてる。

第6条 会費の額は、毎年度始め総会で決定する。会費の徴収方法は理事会で決める。（ただし、特別の事情のある者は、会費を免除することができる）

第7条 本会の会計年度は、4月1日から始め、翌年3月31日に終わる。

第六章 役員・監査委員・顧問

第8条 本会の役員・監査委員ならびに顧問は、次のとおりとし、任期は会計年度と同じとする。

ただし、年度がわりにおける新役員決定までは旧役員にて会務にあたる。

1. 役 員
 - ・ 会 長 1名（父母）
 - ・ 副会長 3名（父母2，教師1）
 - ・ 書 記 2名（父母1，教師1）
2. 監査委員 2名
3. 顧 問 父母；若干名、学校；校長

第9条 学年委員・理事・役員の選出ならびに監査委員・顧問の委嘱は、下記による。

1. 学年委員 父母側は、立候補および紙上選挙によって学年単位で10名程度選出する。
教師側は、教職員全員がこれに加わる。
2. 理 事 若干名を父母学年委員会で選出する。
教師側は、若干名を教職員の中から選出する。

3. 会長 父母から選出される会長、副会長は、父母学年委員会で選出する。
副会長 ただし、一年だけは再任しても差支えない。
教師側から選出される副会長は、教師側学年委員会で選出する。
ただし、再任はさまたげない。
4. 会計・書記 会長の指名による。
5. 監査委員・顧問 会長の委嘱による。

第10条 役員・理事・監査委員ならびに顧問の任務は、次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、これを代行する。
3. 書記は、本会の庶務一切を掌理する。
4. 会計は、本会の経理一切を掌理する。
5. 監査委員は、本会の会計監査をする。
6. 理事は、会務の処理と企画・運営に当たる。
7. 学年委員は、会務を評議し、委員会および所属の学年に関する活動の企画・運営に当たる。
8. 顧問は、会長の諮問に応ずる。ただし、校長は理事会、学年委員会、委員会等に出席して、意見を述べることができる。

第11条 本会の会長、副会長、会計、書記、監査委員、顧問は、同一人がかねることはいできない。

第七章 機 関

第12条 本会は、会の運営執行上、下記の会をもつ。

1. 総 会 定期総会は、毎年度始めに開き、会務の報告をなすとともに重要事項を協議する。
臨時総会は、会長が理事会にはかり、必要に応じて開く。
2. 理 事 会 役員、理事によって構成し、本会の事業遂行のため、必要に応じて開く。
3. 学年委員会 役員、理事、学年委員により構成し、本会の事業遂行のため、必要に応じて開く。
4. 会計監査会 本会の事業遂行のため、必要に応じて開く。
5. 委 員 会 委員会活動遂行のため、必要に応じて開く。

第八章 附 則

第13条 本会則施行上必要な細則は、別の理事会において決める。

第14条 本会則の変更は、総会において出席者の過半数をもって決める。

本改正会則は、昭和58年4月1日から施行する。

平成4年12月15日（第9条1、2一部改正）

平成21年4月30日（第8条1、第9条1、2、5
第10条7、8、第12条4
一部改正）

平成24年4月28日（第8条、第9条1、2、5
第10条5、7、8 第11条
第12条2、3、4、5
一部改正）

細 則

第1章 学年委員

- 第1条 父母側は、学年末に各学年10名程度、立候補または紙上選挙で次年度の学年委員を選出する。
- 第2条 新1年生の学年委員は入学式後に選出する。
- 第3条 学年委員は、それまでに選出されていない保護者から優先して選出する。
- 第4条 学年委員は、いずれかの委員会に所属する。

第2章 委員会

- 第5条 委員会は、広報委員会、文化委員会、体育委員会、イベント委員会、ガーデニング委員会とする。
- 第6条 委員長は、会長が任命する。
- 第7条 委員会の任務は次の通りである。
1. 広報委員会は、PTA新聞の発行等の広報活動を企画、実施する。
 2. 文化委員会は、会員の研修並びに講演会等に関することを企画、実施する。
 3. 体育委員会は、体育的行事に関することへの支援を、計画、実施する。
 4. イベント委員会は、児童、家庭、地域の親睦を深めるような行事を、企画、運営する。
 5. ガーデニング委員会は、学校の美化を推進するため、PTA花壇等の管理・運営を行う。
- 第8条 特別委員会は、特定の目的を達するため、随時設ける。
- 第9条 委員会は、その計画について、理事会にはからなくてはならない。

- 附則 この規約は、平成24年度総会后施行する。ただし、平成23年度はこの限りでない。本規約を改正する場合は、理事会の承認を得て改正する。